

第32回（令和6年度第1回）磐田市都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 令和7年3月25日（火） 14：00～15：10
- 2 開催場所 磐田市役所 西庁舎3階 301～303 会議室
- 3 出席者
 - (1) 審議会委員 三枝幸文委員、江間豊壽委員、大箸千賀子委員、平谷 均委員、熊王康宏委員、本間昭男委員、平田直巳委員、小池和広委員、芥川栄人委員、根津康広委員、藤原孝一委員、吉野博行委員、石川好三委員
(委員 18 名中 13 名出席)
 - (2) 事務局 草地市長、匂坂建設部長
寺田都市計画課長、内野課長補佐、櫻井主査、鈴木主任
- 4 議事録署名人 江間豊壽委員
- 5 諮問事項
第1号議案 磐田市立地適正化計画の変更について

白 紙

1 開会

○事務局（都市計画課長）

定刻になりましたので、会議を開かせていただきます。本日は大変お忙しい中、磐田市都市計画審議会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

日頃は、本市の都市計画行政の推進にご理解、ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。本日司会を務めさせていただきます都市計画課長の寺田です。よろしくお願ひいたします。

先に、資料の確認をお願いします。事前にお配りしました資料は、A4の「次第」とその裏面が「磐田市都市計画審議会 委員構成表」、「議案書」、「参考資料」の3種類です。議案書、参考資料は、一つに綴られています。よろしいでしょうか。

それでは、第32回、令和6年度は第1回となりますが、磐田市都市計画審議会を開催いたします。お手元の次第に従いまして、進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の欠席者について、ご報告いたします。まず磐田警察署長石川真様、袋井土木事務所長榊原正彦様、それから磐田市教育委員会教育委員鈴木好美様、自治会連合会副会長内野稔様、同じく副会長大澤房男様の5名となっております。なお、自治会連合会副会長石川好三様におかれましては、現在前の会議がありまして、こちらに向かわれているということを伺っております。

2 市長あいさつ

○事務局（都市計画課長）

次に、次第2、市長よりあいさつを申し上げます。

○市長

改めまして、皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しいところ、今日は都市計画審議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。日頃から都市計画行政は元より、磐田市の様々な事業にご尽力、またご理解を賜っている皆さんに、改めてこの場を借りて、お礼申し上げたいと思います。

今日、ご審議頂きます案件は、「磐田市立地適正化計画の変更について」でございます。当市においては、平成30年3月にこの立地適正化計画を策定して、令和5年に5年目ということであります。概ねその時期に調査分析及び評価を行うことが規定をされているところでございます。それから、この後、ご審議頂きます防災指針を、この計画に位置づけていくということございまして、令和4年の台風15号、そして令和5年の2号と、磐田市は2年連続被災した関係もあって、その中でどういう形でこの立地適正化計画に位置づけていくのかということも規定していきたいと思っております。先ほども会議に入る前に、都市計画そのものの見直しがという話もありましたが、やはり今、人口減少下において、私たちは人口減少しない社会を磐田市も作っていかなくてはならないと思っておりますが、そのスピードを上回るぐらいの速いスピードで若い世代の人数が

減ってきているということでございます。若者たちが減ってくれば自然と出生数も減ってきてという悪循環、日本全体がこの循環に入ってからもう実は50年ぐらいになっているわけですが、団塊ジュニア以降、この人口減少に適したまちも併せて考えていかななくてはならないということになりますと、この立地適正化計画の持つ役割、そしてその上位計画でありマスタープランの果たす役割というのは非常に大きいものがあるかと思えます。いずれにしても今日はこの防災指針というところとか、見直しの部分が中心になろうかと思えますが、専門的な知見、それから市民目線での視点で、皆様にはご意見を賜りたく思えます。この後、事務局から説明をさせていただきますので、慎重なご審議をお願い申し上げます。簡単ではありますが、私のあいさつに代えさせていただきます。本日は皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（都市計画課長）

市長におかれましては、この後、公務がありますので、ここで退席とさせていただきます。よろしく申し上げます。

3 会長あいさつ

○事務局（都市計画課長）

続きまして、次第3、会長より、あいさつを申し上げます。三枝会長、席の方へお願いいたします。それでは、会長よりごあいさつを頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。会長の三枝でございます。当審議会は、市長より提出された市の都市計画案件について審議を行う諮問機関です。市民の立場に立った議案審議を行いたく、会の円滑な進行に努めたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

○事務局（都市計画課長）

ありがとうございました。それでは審議会条例第6条第1項によりまして、これからは会長が議長となります。会長、会議の進行をよろしく願いいたします。

4 議案審議

○議長

それでは、第32回磐田市都市計画審議会の審議に入ります。初めに磐田市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の半数以上18人中13人が出席しておりますので、本会議が有効に成立していることをここでご報告申し上げます。次に、審議会運営要領第9条第1項の規定によりまして、議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は、江間委員にお願いいたします。

【江間委員、返事】

よろしく願いいたします。さて、本日、ご審議いただく案件ですが、第1号議案「磐田市立地適正化計画の変更について」となっております。この案件は審議会条例第2条

の規定により審議をするものであります。それでは、議題に入ることとします。第1号議案について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案、磐田市市適正化計画の変更について。まず、議案説明の前に、立地適正化計画の概要について説明させていただきます。議案書の一番後ろに、参考資料2として本計画の概要版を添付してありますので、ご覧ください。本編につきましては、市ホームページに掲載されています。立地適正化計画は、人口減少や少子高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、本市においては平成30年3月、上位計画となる都市計画マスタープランの改定と併せ、策定されました。本計画では、市街化区域内に、医療・福祉・商業施設等の都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」及び「誘導施設」と居住を誘導する「居住誘導区域」を設定するとともに、都市拠点と地域拠点をつなぐ公共交通等を位置づけています。

それでは、第1号議案「磐田市立地適正化計画の変更案」をご覧ください。表紙をめくっていただいて、1ページは目次、2ページは計画の概要、関連計画の位置づけを示したものになります。

3ページ、(5)計画の調査、分析及び評価をご覧ください。本市立地適正化計画は、ページ一番下に記載のとおり、2018年(平成30年)に策定し、一昨年の2023年に5年目を迎えました。その上の水色の網掛け部分に、計画の根拠となる「都市再生特別措置法」に規定されている「計画のおおむね5年ごとの調査、分析及び評価」を、今回実施します。

4ページからが、「目標指標の達成状況及び評価」となります。現行計画においては、「人口密度の維持」と「市民意識としての住みやすさの維持」を指標として目標値を設定しています。4ページ中段の表は、目標指標①「居住誘導区域内の人口密度」の調査資料です。①が市全域の人口等の推移、その内数として、②が市街化区域、③が市街化調整区域の人口の推移となります。市街化区域と市街化調整区域の区域別の人口については、住民基本台帳では確認できないため、GISデータ等を活用した「都市計画基礎調査」の数値を根拠としています。

5ページをご覧ください。4ページの続きになりますが、上段の表が居住誘導区域内の人口等の推移になります。全国的に問題となっている少子化等の影響により、市全域の人口は減少傾向にあります。本市立地適正化計画で設定した「居住誘導区域」内の人口は、若干増加しています。中段の肌色の枠内をご覧ください。目標指標①の達成状況を示しています。居住誘導区域内の人口密度は、現行計画の現状値である2010年の1ha当たり43.9人以上の維持を目標値としていましたが、2020年(令和2年)の中期目標では、その水準を上回る1ha当たり44.2人となっています。

6ページ、7ページをご覧ください。人口密度の分布を表すメッシュ図で、居住誘導区域内の人口密度の分布を色の違いにより見える化した図面です。7ページのメッシュ図が当該年の人口の密度の状況を表し、6ページのメッシュ図がその2つの増減を示し

ています。凡例のとおり、青色系が減少、ピンク系が増加を表しています。6ページの図では、居住誘導区域、特に区画整理事業などが実施された円で囲まれた区域内にヘクターあたり10人以上増加を表す「濃いピンク色」が多く点在していることが分かります。また、7ページの図で、右側の2020年の調査では、円で囲まれた福田地区の居住誘導区域内において、人口密度が40人を下回ることを示す黄色や緑色が多く点在しています。以上のことから、土地区画整理事業などの誘導施策が人口密度の増加に結び付き、一方で居住誘導区域内においても人口密度が減少している地区もあることから、新たな取組みの検討も必要と考えます。次に、7ページ中段の目標指標②をご覧ください。目標指標の2つ目として、現行計画では、「住みやすさを感じる市民の割合」の増加を目標としていましたが、7ページの下段に記載のとおり、市が5年ごとに実施する「市民意識調査」から、「住生活の向上」に関する設問がなくなったことから、中期以降の目標値の検証が難しい状況になりました。

8ページをご覧ください。今回、その代替方法として、市民意識調査において近似の設問で、過去から継続して設問のある「これからも磐田市に住み続けたいと思いますか？」の回答のうち、「住環境に満足していること」に結び付く、「ずっと住み続けたい」と「当分の間、住み続けたい」の割合を新たな住みやすさの目標値としました。結果につきましては、下段の表のとおりとなっています。2015年の調査時の「住環境に満足している」割合が87.9%であったものが、中期目標となる2020年には、目標値である90%を上回る92.4%となっています。

9ページをご覧ください。今回、前記の設問以外でも、市民意識調査の2つの設問について、参考として検証を行いました。「磐田市は暮らしやすいと思いますか」の設問には、89.1%、約9割の方が「暮らしやすい」と思うと回答しています。

10ページをご覧ください。「磐田市の暮らしやすいところ」を選択肢から3つ選ぶ設問では、「災害が少ない」に続き、「住まい環境が良好である」が2番目に多いと回答となっており、11ページの上段のグラフのとおり、この回答は5年前の調査と比較し、13.4ポイント増加しています。無作為抽出の市民を対象とした調査の結果ですが、以上のことから、総合的に判断すると「住環境に満足している市民の割合」は増加していると考えられ、目標指標②は達成していると考えます。12ページをご覧ください。中段記載の「3. 防災指針（別冊）について」は、後ほど説明させていただきます。「4. まとめ」になりますが、2つの目標指標につきましては、検証の結果、いずれも中期の目標値である策定時の水準を上回っており、目標は達成されていると考えます。

参考資料2の立地適正化計画概要版の最終ページをご覧ください。上段の棒グラフは、磐田市の総人口の2015年までの実数とそれ以降の見込みとなります。首都圏などの特定地域を除き、全国の市町村の総人口は減少しています。磐田市も2008年の177,185人をピークに減少が続き、今年（2025年）2月末現在の総人口は165,110人となっています。今回の調査、分析において、中期の目標の2020年時点では、居住誘導区域内の人口密度は目標値を上回っていますが、市の総人口が右肩下がり、また居住誘導区域内の人口の増

加数も鈍化している現状においては、近い将来、誘導区域内の人口密度も低下することが予想されます。今後については、2035年の長期の目標値の達成に向け、引き続き居住の誘導を推進することが必要と考えます。

なお、今回の計画の変更につきましては、先ほどの説明のとおり、「都市再生特別措置法」に規定されている「計画のおおむね5年ごとの調査、分析及び評価」を実施したもので、都市計画マスタープランは2018年の改定から、立地適正化計画の現行計画につきましては、策定から10年目を迎える2028年の改定に向け、来年度から3か年の計画で、改定業務に取り掛かります。

続きまして、立地適正化計画（別冊）の防災指針（案）について、説明させていただきます。表紙をめくっていただいて、1ページは目次、2ページの1-1では、防災指針の策定の背景と目的を示しています。繰り返しの説明になりますが、2014年の法改正により、人口減少や少子高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画が制度化されました。当市立地適正化計画は、国が示した基準を基に、災害の危険性の高い区域を除外するなど、災害への対応に考慮した計画となっておりますが、近年、頻発化、激甚化する自然災害を踏まえ、2020年（令和2年）に国は法を改正し、立地適正化計画に「防災指針」の項目を位置づけ、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めることを規定しました。まず、この防災指針につきましては、市街化調整区域を含めた市内全域に対応する指針ではないことをご理解いただきたいと思えます。次に、1-2は、磐田市の地理的環境と直近の大きな災害についての説明となります。

3ページをご覧ください。1-3は、防災指針の位置づけを示しています。防災まちづくりを推進するための指針であり、立地適正化計画の一部として定めるものです。1-4は、検討のながれ、フローを示しています。次ページ以降、このフローに従い、検討を進めています。

4ページをご覧ください。2-1記載のとおり、当指針において対象とする災害は、水災害と土砂災害等です。2-2では、ハザード情報等とその説明を掲載しています。この表の中、ハザード情報等の列に「浸水想定区域」という用語が羅列されていますが、その後ろの括弧に「想定最大規模」と「計画規模」の2種類があることをご確認ください。用語の詳細につきましては、次の5ページと6ページ記載のとおりです。

6ページをご覧ください。このページから18ページまでが、災害リスクの分析を行った結果です。洪水のリスク分析については、浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域の3項目について、磐田中部地区、磐田東部地区、豊田地区、竜洋地区、福田地区の地区ごとの分析を行います。

7ページをご覧ください。図面の見方について、説明させていただきます。このページは、見付、中泉、今之浦地区を含む「磐田中部地区」で想定最大規模の降雨による洪水が発生した場合の被害状況の予測となります。この図面は、想定最大規模の降雨により、堤防が決壊したり、堤防を越え、あふれたしたりした場合に、その氾濫水により、浸水が想定される範囲を示すものです。想定最大規模の降雨が発生する確率は計画規模

に比べ、極めて低いものの、浸水被害が発生した場合、甚大なものになります。左上の①浸水深の図面をご覧ください。下部の凡例のとおり、水深により5段階で色分けされています。無色は、浸水のおそれのない地区となります。次に、右上の②浸水継続時間をご覧ください。浸水継続時間は、屋外への避難が困難になり、孤立する可能性がある浸水深0.5mからその水深を下回るまでにかかる時間の予測です。この図面も、凡例のとおり、5段階で色分けされています。次に、③家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域です。磐田中部地区及び磐田東部地区に該当地区はありません。該当地区のある9ページの豊田地区をご覧ください。下段の図面をご覧ください。凡例の赤色の格子の部分が該当します。豊田地区のほか、10ページの竜洋地区、11ページ、12ページの福田地区にも該当地区があります。

13ページをご覧ください。計画規模の洪水浸水想定区域を示す図面です。当市の計画規模の浸水想定区域は、ページ上段記載のとおり、天竜川が年超過確率1/150、太田川が1/50に想定される区域です。年超過確率1/150とは、1年間に目標降雨の規模を超える降雨が発生する確率が150分の1、パーセンテージで表すと約0.67%であるという意味です。ちなみに、想定最大規模の場合、年超過率1/1000で、発生確率は0.1%となります。想定最大規模に比べ、被害発生範囲が狭い計画規模の浸水想定区域であっても、居住誘導区域の過半の区域が含まれる状況です。

14ページをご覧ください。令和4年の台風第15号の被害状況です。ご存じのとおり、今之浦地区や見付地区において大きな被害が発生しました。

15ページをご覧ください。津波のリスク分析を行った結果です。静岡県では、平成23年に発生した東日本大震災を教訓とし、また、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、第4次地震被害想定の方針に取り組みできました。第4次の被害想定では、「発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波」を「レベル1の地震・津波」とし、さらに、東日本大震災の教訓から、「発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を「レベル2の地震・津波」とし、二つのレベルの地震・津波を想定対象としています。凡例のとおり、水深により7段階で色分けされています。無色は、浸水のおそれのない地区となります。なお、この図面の浸水深は、現在整備が進み、令和8年度完成予定の防潮堤による、効果は考慮されていません。

16ページをご覧ください。土砂災害のリスク分析を行った結果です。災害危険区域は、市街化区域内の富丘地区に1箇所存在していますが、居住誘導区域からは除外しています。

17ページをご覧ください。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、市街化区域内に複数箇所存在していますが、居住誘導区域からは除外しています。

18ページをご覧ください。大規模盛土造成地は、市内に3箇所、居住誘導区域内の見付地区に2箇所存在します。現在、市で地盤調査や安全性の確認を進めています。

19ページをご覧ください。6ページから18ページまでの、居住誘導区域における災害リ

スク、災害のおそれについて整理しました。記載は主なものであり、記載以外にも地区ごとに様々な課題を抱えている状況です。

20ページをご覧ください。居住誘導区域内における災害リスクにつきましては、これまでの説明のとおりです。まちづくりにおいては、こうした災害リスクとどのように向き合い、付き合っていくかが課題となります。こうした状況を踏まえ、「防災まちづくりの将来像」は、各種上位計画を踏まえた上で、「利便性の高さ」と「災害リスク」の共存という難しい課題に取組み、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指すため、ページ中央に青枠で記載のとおり「命と暮らしを守る 安全・安心を兼ね備えたまち」とします。本市は河川沿いなどにおいて既に市街地を形成し、利便性が高い地域があることから、水害を中心とした災害リスクを抱えた地域を居住誘導区域に含めています。そのため、地域住民と災害リスクを共有した上で、地域全体の防災力向上を図るとともに、21ページ記載の取組方針、22ページ及び23ページ記載の「防災まちづくりに向けた取組みとスケジュール」により、利便性が高く安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていきます。なお、記載以外にも、必要に応じて、災害リスク低減に向けた取組みを実施していきます。

24ページをご覧ください。防災指針の「評価指標と目標値」になります。ここで、1点訂正をお願いします。1行目に「防災指針の評価指数」と記載がありますが、「評価指標」の誤りです。お詫びして訂正します。この評価指標及び目標値は、防災まちづくりの将来像の実現度合い並びに施策の推進状況及び有効性を客観的かつ定量的に把握するため、記載の4項目を指標としました。指標につきましては、「磐田市地震・津波対策アクションプログラム2023」から選定しました。このアクションプログラムは、「地震・津波から着実に命を守る」ことを基本施策の1つとしていますが、地域の防災力の強化や市民の防災意識の向上など、すべての災害対策に通じるものを選定しました。令和5年度から令和14年度までの10年間の計画期間とし、進捗状況につきましては公表されます。

続きまして、参考資料1をご覧ください。今回の「立地適正化計画の変更について」は、広く市民の意見を聞くために、昨年11月25日から12月25日までの間、都市計画課窓口での縦覧と市ホームページ掲載によるパブリックコメントを実施しました。期間中、2件の意見が寄せられ、ホームページで意見に対する市の考え方を示しました。

最後になりますが、今後、計画書の言い回しや誤字脱字等、字句の訂正があった場合には、内容に影響のない範囲で訂正させていただきますので、ご了承ください。以上で、説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。これより質疑と意見とに分けてそれぞれ伺いたいと思います。ただいまの事務局からの説明について、何かご質問があれば、お願いいたします。

□□委員、お願いします。

○委員

説明ありがとうございました。防災指針の資料2ページのところに、2020年に都市再生特別措置法を改正しということで、国の方が防災対策、安全対策等を定めることを規定したとあります。2020年に国の方が規定をされて、今回2025年に磐田市が見直して、5年間あるのですが、この辺の時間的な差というか、どうして今になったのかというか、お聞きをしたい。

○事務局

現行の立地適正化計画も策定まで3か年掛かっており、準備期間を含め、5年掛かった次第です。

○議長

それでは、そのほかの方でご質問あれば、お願いいたします。□□委員、お願いします。

○委員

2点あります。まず、今回この立地適正化計画の変更をされるということは、この上位計画である都市計画マスタープランとの間でどの辺に相違が出てくるかというのは、細かくは分かってはいたのですが、その辺の相違を市民に対してどのように説明していくのか、今後、都市マスも変更になってくるということで、そのとき調整をとると思っておりますが、その辺の今後の計画と現行の都市マスとのずれをどのように説明していくのか、ということがまず1点目。それと、今回立地適正化計画の中に防災指針が入ったということで、先ほど来、ハザードマップが組み込まれたような図面がありますが、今後の中で、例えば、ある地域によっては、これが適用になった際に、建築要件に制限が出てくるとか、そういったところが今後の中で見込まれるのか、その2点をお伺いしたいです。

○事務局

都市計画マスタープランとのずれということにつきましては、先ほどからの説明のとおり、今回は立地適正化計画における5年目の改定、見直しということで、単独で行っております。次回、令和10年3月の改定の際には、都市マスと内容を合わせながら検討していく計画です。2番目の質問につきましては、基本的には、立地適正化計画の策定によって、何らかの影響するものはございません。

○事務局（都市計画課長）

都市マスとの関係ですが、この後、3年間掛けて、全て見直すという作業があります。タイミングが同じくして、今の見直しというものが掛かっているものですから、国と県との協議の中で、今回の防災指針はあくまで、今ある、例えば防災会議であるとか、地域防災計画に載っている情報を、立地適正化計画の防災指針の中に、まずは盛り込んで、形を整えた後、来年度から3年掛けて、都市マスと立地適正化計画を同じタイミングで直していくということになりますので、これからの作業の中で、当然リンクをしていくということになります。現時点においては、立地適正化計画の今までの評価と防災指

針の今ある現状、計画を載せたものになるので、マスタープランとの齟齬とか起きていませんが、この後、立地適正化計画を充実させていく中では、都市マスにどうしても影響が出る場所はあると思っております。それから建築の方ですが、逆に、令和2年度に都市計画法の改正がありまして、例えば、調整区域などにおいても、災害リスクの危険があるところについては、建築の要件で、開発を基本的にはさせないというところがあります。磐田市においても、優良田園住宅制度も二階建てにして、二階にソフト対策で逃げるような形をとっておりますが、例えば、市街化区域において、地区計画を張ったときに、何らかの、開発行為とか、計画になってきますので、全く何も影響が出ないという言い方は、今はできません。ひょっとしたら、そこで何らかの網が掛かるかもしれないので、そこはちょっと慎重に情報を取りながら、進めていきたいと考えています。

○議長

委員、よろしいですか。

○委員

1点だけ、よろしいですか。今の答弁の中で、業者さんに説明責任があると思うのですが、そういった中で、今の課長の説明だと、業者に関しても説明責任は変わらないと考えればよろしいですか。

○事務局（都市計画課長）

現時点においては、変わりはないということです。もし、これが変わるようであれば、周知をさせていただきます。

○議長

それではほかにご質問があれば、お願いいたします。□□委員、お願いします。

○委員

1点だけお願いします。別冊の15ページの資料のところ、防潮堤の効果は入っていないという話があったかと思えます。その辺りをもう少し詳しく教えていただけますか。

○事務局

現状こちらの調査、分析につきましては、静岡県第4次地震被害想定について、その資料を反映しております。市単独の調査ではございません。現時点では、こちらの資料しかございません。

○議長

□□委員、お願いします。

○委員

もう1回、お願いします。これを見たときに、防潮堤の効果は入っていないと、市民が聞いたときに、「では、防潮堤って何の意味がある」というような、例えば、色々な誤解を招くようなことがあろうかと感じたので、何か表現を少し、丁寧な形にした方がいいと感じました。その辺り、いかがでしょう。

○事務局

表現については、検討させていただきます。

○議長

それではほかに、□□委員、お願いします。

○委員

1点、今のと類似する系統の意見ですが、この防災指針というのは、市民が誰でも手に取ることができるものです。少し気になるのは、誤解を招くのではないかと思うのが、2ページの写真です。ショッキングな写真ですが、写真というのは非常に訴える力強いもので、印象に残ります。でも、この写真の地区は、この計画の区域外、対象外ではないのですか。その点について誤解をされるとよくないと思います。地域にとっては、ちょっと複雑な思いがあるので、余計に配慮していただければと思います。

○事務局

写真につきましては、検討させていただきます。

○議長

それでは、□□委員、お願いします。

○委員

立地適正化計画の考え方についてですが、コンパクトシティープラスネットワークという考え方のもとに立地適正化計画は策定されているということですが、こういった人口の誘導、住居誘導等、コンパクトシティーに向けた内容になっておりますけれども、もう一つのネットワークというところに関して、公共交通と連携したまちづくりという、非常に大事なところがやっぱりネットワークだと思うのですが、人口誘導に入っていない市街化調整区域、人口が減少している地域、それから誘導区域間のネットワーク、こういったことに関してこの改定に向けて、どのような方針、方向性なのか、お伺いしたいと思っております。

○事務局

今回につきましては、検証ということで、指標についての検証等を行いました。ご質問がありました交通政策につきましては、次回の都市計画マスタープランと合わせながら、改定等を予定しております。

○議長

よろしいですか。それでは、□□委員お願いします。

○委員

全く基本的な話で、ちょっと事前に読ませてもらったし、今も説明聞いたのですが、「立地適正化計画の中に、今回は防災指針が入りました」と。色々な地区が色々なハザードマップから、洪水や浸水があるのだけど、指針は何を示しているのですか。「防災指針はこういう災害を考えないといけません」とこういう地域が分析されていますが、指針で何を伝えたいのか、教えていただきたい。

○事務局

防災指針につきましては、災害リスクに対し、どのような安全を確保するかを示すものということで、策定しております。この策定に当たりましては本市が抱える災害リスクを把握しまして、それに対する土地利用をはじめとするハードやソフトの対策等を位置づけています。

○委員

22ページと23ページのことを言っているのですか。

○事務局

記載のものが全てではございませんが、このような取組みを記載の期間に行う計画です。

○委員

立地適正化計画の中にこの防災や災害の絵を描いたときに、この場所がこういう形でプロテクトされるとか、何か、今説明された中身とマッチングしないし、24ページの評価指標が、これを目指して何かやろうかというのは分からないです。

○事務局（都市計画課長）

ご意見ありがとうございます。先ほどの説明のとおり、今回の防災指針につきましては、実はその指針の作成マニュアルの中には、大きく4項目を挙げることになっていますが、国、県との話の中で、まず、現在の地域の災害リスク、それから災害の高いような地域を抽出する部分とそれから居住誘導区域における防災減災対策の取組みについて、まず載せることで、実は4項目ある内の2つがまだ抜けているような状況になっています。先ほどから説明のとおり、これから3年間掛けて、その中に、例えば、大規模災害の発生を想定し、復興まちづくりの目標や実施方針とか、それから居住誘導区域そのものが適切なのかなどの精査であったり、現段階では、皆様に今日、ご審議頂くものについては、現状とアクションプログラムの目標値ということで載せさせていただきましたが、今後3年間でマニュアルに沿って、検討すべき事項、必要事項というものが全て網羅されるような計画になっていくと思います。それについては、立地適正化計画だけではなく、都市計画マスタープランと連動させた形で作っていくことになっています。

○議長

それでは、ほかにご質問あれば。□□委員、お願いします。

○委員

皆さん、同じところの質問なのかと思いますが、やはり今回の防災指針の策定が大きな位置づけになっているものですから、そこに興味を持たれていると思います。2ページのところに、今もお話がありましたけど、立地適正化計画に防災指針の項目を位置づけ、居住誘導区域内で行う防災対策、安全確保策を定めることを規定しました。22ページのところに、防災まちづくりに向けた取組みとスケジュールがあります。この関連になってくると思うのですが、この短期、中期、長期とありますが、これをどの程度、クリアしていけば、規定したというふうになるのか。その辺が具体的によく分からないで

すが、それは今後検討するっていうことだと思いたいますが。実際は、防災対策、安全確保策というところの基準ですね。そこら辺は、どこを見て、皆さん、判断されるのか。今言われた短期、中期、長期ありますが、そこら辺を位置づけて考えておられるのか、その辺について伺いたいと思います。

○事務局

期間につきましては、可能な限り、また計画性を持って行っていくものと考えております。長期間かかるものもありますし、短期で実行可能もございます。防災対策、安全確保策は、先ほどの説明のとおり、これが全てではありませんが、必要に応じながら、対策事業等を検討していく次第です。

○議長

□□委員、お願いします。

○委員

答えが一般的でよく分からないのですが、要はこうしたことを、規定しているわけですので、それが実行されない場合は、居住誘導区域内での取組みができないということになるのか、その辺はどうなのですか。

○事務局

立地適正化計画の中の防災指針ということで、安全確保策等を示す指針ということで、政策に対して、大きな影響を与えるものではないと考えております。

○事務局（都市計画課長）

この目標値につきましては、都市計画課単独のものではなく、危機管理課と情報共有する中で行っております。この資料につきましても危機管理課から提供を受け、協議を重ねた中で掲載しています。防災まちづくりに向けた取組みということで長期間にはなりますが、これに向けて取組を行っていきませんが、今の立地適正化計画の中の、例えば、居住誘導に関して、これをやらなければ、何か、直ちに影響が出てしまうというものはございません。

○議長

□□委員、お願いします。

○委員

今回は大きな影響を与えるものではないという判断ですが、そうすると防災指針の策定という意味合いからいって、それが妥当かどうかという、皆さん方の考え方なのですね。その辺はどうなのですか。

○事務局（都市計画課長）

やはり浸水区域であったり、現実問題はあります。その中で、こういう対策を講じれば、災害リスクの危険は小さくなりますが、できれば、浸水区域であれば二階に逃げていただきたいとか、優良田園でもそうですけども、そういう指導していく中では、やはりこういう指針が必要と考えます。まず自分の住んでいるところの災害リスクをまず知っていただく。それに対してハードでできることって限界がありますので、やはりソフ

トで対策できるものはしていただきたいというところもあります。本当に共助、公助になりますが、その一つの資料というか、そういう考え方でいて頂けるとありがたいと思っております。

○議長

よろしいですか。それでは□□委員、お願いします。

○委員

全体的なものではなくて、地区住民と話す中で出てきた話ですが、これは都市計画法で定められているような定義がある言葉で、居住誘導とあるのですが、地域では居住誘導というと、行政がしてくれるのではないかと、こういう風な思いが実はあります。例えば、御厨駅ができました。先ほど交通問題も出ました。駅を中心とした誘導区域であると言いながら、なかなか思うように描けていないのではないかっていう思いが実はあるのです。今後3年間の中で、福田地区が、居住誘導区域でありながら、人口が減っているということになると、何か手を打たなければいけないという話がありましたが、やはり10年、20年たてば、大分、この地域も変わってくるのではないかと思いますので、その辺を住民におろしたときに、分かりやすい言葉に置き換えるとか、分かりやすく説明する、そういうものをやっていただくと非常にありがたいと思いました。

○事務局

今回は、地区別の説明会を開いておりませんが、次回の改定におきましては、地区別の説明会等も開きながら、広く周知を行っていく予定でございます。

○議長

よろしいですか。そのほか何か、ご意見はよろしいでしょうか。□□委員、お願いします。

○委員

入口の部分なのですが、立地適正化計画の4ページ、5ページの資料にわたって、市内の人口は減っているけど居住誘導区域が増えている。目標値の人口密度43.9人を44.2人でクリアしている。これはいいことと評価すればいいと思いますが、そうしたときにちょっと齟ってしまいますが、この43.9人っていう設定がどうなのかとか、この44.2人になった居住誘導区域の人口が増えたというのは、どのような施策が功を發したのかとか、どのように分析をされているのか、お聞かせください。

○事務局

6ページの資料で、先ほど説明のとおり、丸に囲まれた区域、市街化区域におきまして、区画整理事業を行った場所につきましては、人口が増えております。また、磐田駅周辺は、その利便性と魅力ある施設等が多いところ、そのような場所に人が集まるのではないかと判断します。あと、見付地区におきましても民間が施行しました区画整理事業等によって、また、東大久保でも民間の区画整理を行われており、今後、人口が増えていくことは予想されております。

○委員

区画整理は利便性が上がって、人口が増えたことは大変いいことだと思いますが、増える、越して来た方というのは、他所からなのか、それとも、市内で居住誘導区域以外から来た方なのか、それは、望んでいる形なのかもしれませんが、その辺何かお分かりであれば、お願いします。

○事務局

どのような方が市内に、居住区域に転居したという数字等はございません。1番いいのは、先ほど言われたとおり、市外からの転入、または居住誘導区域外から区域内への転居と考え、それが望まれます。

○議長

そのほか、何かご意見ありますでしょうか。それでは、□□委員、お願いします。

○委員

指針というものに対するイメージが違うのかもしれませんが、何か、そこがつかめないうです。豊岡地域は立地適正化計画が範疇外というのがあるのですが、連合会で防災を担当しているものですから、出席した林業振興の会合でも、治山と防災は切っても切れないうと思いますから、それがちょっとクローズアップされて、3年続けた豊岡の災害、被災が生かされるなあとあって、実際にいいこと、うれしいことだと思っています。これも防災の指針です。指針と聞くと、私のイメージは、例えば、東日本の大震災の直後に、災害対策基本法が改正されて、特に東日本の津波で被害に遭われた、行方不明になって亡くなられた方は、高齢者であったり、障害をお持ちの方であったりという方が非常に多かった。ほかの例えば、若い方とか、そういった方に比べて、その割合が高かった。しかも、支援を必要とする方々だけではなくて、支援をする側の、例えば民生委員さんとか、消防団の方とか、そういう方たちが亡くなられたケースも非常に高かったということをお反省材料にして、基本法改正、特に要配慮者、要支援者に対する支援の在り方というところを、かなり改善しようという動きで法改正があったという認識しています。そこで、政府が指針というものをしています。その指針のイメージは、例えば、市町村の責任において名簿を作りなさい、市町村に要配慮者の名簿を作ることを義務化し、それを受けて、地元は自主防災会や自治会を中心にして、個別計画をつくりなさい。それから、その計画を作るだけではなく、研修とか、訓練を積み重ねなさい、具体的にこうしたらいい、こうすべきだということが示されるのが指針というイメージを持っているのですが、それはこれからということですか。それとも指針のイメージが違っているのでしょうか。

○事務局

前回の策定から10年がたつ、令和9年度、令和10年3月に向けまして、これから計画を策定していく予定です。詳細につきましても、これから検討していきます。

○委員

1番中心になるのは危機管理課だと思うのですが、そのほかの課とも連携をして、実

効性のある指針を打ち立てていただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

それでは、□□委員、お願ひします。

○委員

全般に、長くこの磐田に住んでいて良かったとか、住みやすいというアンケートの結果が出て、その中でも、災害が少ない、住まいの環境が良好である、公害が少ないというのが出ているのだけど、片方で防災に関して焦点当てると「ちょっと待てよ」という話が出てきているということだと思ひます。この防災指針の中には、やはり、それでもここはこういう危険あり、これを指針でこうやっていけば何とかなるのだとか、何かそういうイメージを指針の中に出していただけるとありがたいと思ひます。これでいくと沿岸部の竜洋と福田が住みやすくないような感じになってしまいます。防潮堤ができるけど、何の意味もなく、災害がわいてくるような感じがしますから、ご検討をよろしくお願ひします。

○議長

それでは、よろしいでしょうか。特に発言がないようであれば、これで質疑は打切りたいと思ひます。続いて、意見を伺いたいと思ひます。発言される方はその意見が、賛成意見か反対意見を意見の前に添えていただきたいと思ひます。それでは、何かご意見あればお願ひいたします。

【意見なし】

特に意見がないようであれば、意見については打ち切ることにいたします。それでは、第1号議案につきまして、審議会条例第6条第3項の規定により、お諮りいたします。本案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり承認されました。以上で、本日の審議は全て終了しました。審議結果につきましては、早速、市長に答申することといたします。

それでは事務局の方にお返しいたします。

5 閉会

○事務局（都市計画課長）

三枝会長、ありがとうございます。皆さんも、長時間にわたり、ご審議頂きましてありがとうございます。本日頂きましたご意見、それから、ご質問等につきましては慎重な検討をこれから行ってまいります。誠にありがとうございます。それでは、以上をもちまして、第32回磐田市都市計画審議会を終了させていただきます。